

令和〇〇年度飛騨・世界生活文化センターの管理に関する年度協定書（案）

岐阜県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、令和〇〇年〇月〇日に締結した飛騨・世界生活文化センターの管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）第27条の規定に基づき、次のとおり、飛騨・世界生活文化センター（以下「本施設」という。）の管理に関する年度協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、基本協定に定める本施設の管理運営業務に関し、令和〇年度の事業計画及び指定管理料の額、支払方法等の詳細について定めることを目的とする。

（事業計画）

第2条 令和〇〇年度の事業計画は、別記1の事業計画書に定めるとおりとする。

（指定管理料）

第3条 令和〇〇年度の指定管理料は別記2に定めるとおりとし、乙は、該当月の初日以降に甲に請求書を提出する。

2 甲は前項の請求書を受理した20日以内に乙に指定管理料を支払うものとする。

（指定管理料の精算）※2年度目以降の精算方法は、甲乙協議して決定します。

第4条 乙は、総収入額（自主事業による収入を除く。以下同じ。）から総支出額（自主事業のための支出を除く。以下同じ。）を控除した額（以下「利益額」という。）がある場合にあっては、利益額の20%に相当する額を甲に支払うものとする。ただし、経費の節減等により総支出額が本協定で定める事業計画における総支出額を下回った場合は、その額を利益額から控除して計算して得た額（以下「控除後利益額」という。）の20%に相当する額を甲に支払うものとする。

2 乙が支弁した施設の改修費用（指定管理期間を通じて活用するための施設の改修であって県が承認したものに要した額のことをいう。以下「施設改修費」という。）がある場合であって、当該改修を行った年度以降の各年度において利益額又は控除後利益額があるときは、当該利益額又は控除後利益額から施設改修費を控除して得た額の20%に相当する額を甲に支払うものとする。なお、当該控除は、控除する額が施設改修費の合計に達するまで各年度において行うものとする。

（本協定の変更）

第5条 本協定の締結後、その締結内容によることが不相当と認められる事情が生じたときは、基本協定の定めに抵触しない限度において、甲及び乙において協議の上、本協定の規定を変更することができる。

（疑義についての協議）

第6条 本協定の解釈について疑義を生じたとき、又は本協定に特別の定めのない事項があるときは、基本協定の定めに抵触しない限度において、甲及び乙において協議の上、これを定めるものとする。

甲及び乙は、上記のとおり令和〇〇年度飛騨・世界生活文化センターの管理に関する年度協定を締結したので、その証拠として書面の場合は本協定書2通を作成し記名押印を、電磁的記録の場合は電子署名を行い各自保有する。

年 月 日

甲 岐阜県
代表者 岐阜県知事 江崎 禎英

乙 (所 在 地)
(名 称)
(代表者氏名)